

県南広域振興局長告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成28年3月25日

県南広域振興局長 堀 江 淳

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500985	社会福祉法人東和仁寿会	晴山デイホーム	岩手県花巻市東和町東 晴山8区27番地	平成28年3月31日